

第2回 定例教育委員会議事録		日 時 : 令和6年2月26日(月)	
		場 所 : 大口庁舎2階大会議室	
開会、閉会に関する事項		15時30分 開会 17時40分 閉会	
出席委員	教育長 春田 浩志 教育委員 永野 治 教育委員 長野 則夫 教育委員 久保田 悦子 教育委員 長野 吉泰	議場に出席した者の氏名	教育総務課長 平崎 祐実 学校教育課長 久木田 昌之 社会教育課長 中村 康雄 文化スポーツ課長 浅山 典久 学校給食センター所長 有馬 洋一郎 書 記 日高 一寛 書 記 川原 維弘 書 記 中原 百恵
	議事日程		別紙のとおり
審 議 状 況			
<p>(春田教育長) ただいまから令和6年第2回定例教育委員会を開会します。</p> <p>(日高係長) 姿勢を正して下さい。一同礼。</p> <p>(春田教育長) 「令和6年第1回定例教育委員会議事録」の承認を議題とします。事務局より報告をお願いします。</p> <p>(日高係長) 令和6年第1回定例教育委員会議事録について報告 (別紙「概要報告書」により報告)</p> <p>(春田教育長) ただ今、事務局より「令和6年第1回定例教育委員会議事録」の報告がありました。ご質問等ないでしょうか。</p> <p>(全員) ありません。</p> <p>(春田教育長) 報告のとおり、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(全員) はい。</p> <p>(春田教育長) 「令和6年第1回定例教育委員会議事録」については、承認いたしました。 続きまして、教育長及び委員の報告に移ります。 教育長の報告については、お手元の令和6年1月24日から令和6年2月25日までの教育長諸般の報告をもとに説明します。 (別紙:「諸般の報告」により日をおって報告)</p> <p>(春田教育長) 続きまして、委員の皆様方からのご報告をお願いしたいと思います。まず、永野治委員お願いいたし</p>			

ます。

(永野委員)

2月3日の土曜いきいき講座の閉講式は、子供たちが1年たって目の輝きが増したように思えて、この講座がこれからも長く続くように願っています。

2月4日の地区生涯学習推進大会に行きました。活動発表が子供たちの発表が多かったという印象です。子供たちの元気な活動が見ることができて良かったです。

2月19日の県下一周駅伝は、いつも地元で応援するのですが、非常に強い雨の中を子供たちも来ているのかと心配しましたが、東小学校の子供たちも来ておりまして、応援が出来て良かったです。雨の中の引率で先生方もご苦勞をされたと思います。

私の方からは以上でございます。

(春田教育長)

はいありがとうございました。長野則夫委員お願いいたします。

(長野則夫委員)

2月19日の県下一周駅伝は交通安全協会の関係で交通整理を行いながら参加しました。雨の中大変でしたけれども応援者も多く非常に盛り上がっていたのではないかという印象です。

私の方からは以上でございます。

(春田教育長)

はいありがとうございました。久保田悦子委員お願いいたします。

(久保田委員)

2月3日の土曜いきいき講座の閉講式に参加しました。先生方の話もきちんとした姿勢で、聞かれたことに対して的確に答える姿もあったりして、自信をつけているように見えました。きっと来年も受講してくれるだろうと思いつながり見学させていただきました。

私の方からは以上でございます。

(春田教育長)

はいありがとうございました。長野吉泰委員お願いいたします。

(長野吉泰委員)

1月28日に地区対抗女子駅伝の応援に行ってきました。スタートの時は少し雨模様でしたが、途中から曇りになって雨も降らなくて、選手たちも一生懸命頑張ってくれたと思います。

2月18日県下一周駅伝の応援を東市来から出水まで行ってきました。中央中の水流先生が一生懸命走られて、中央中の陸上部の子供たちも東市来まで一緒に行って一生懸命応援してくれました。結果は12位だったんですけれども、若い年代の方や中学生たちも一生懸命走っていますので、今後期待できるのではないかと考えています。

私の方からは以上でございます。

(春田教育長)

ありがとうございました。

教育長及び委員の報告については、以上でよろしかったでしょうか。

次に議事に進みたいと思います。

今回は、報告事項が6件、付議事件が3件ございます。このうち会議の非公表について、報告第6号及び第7号は、公開しないその他の事件の取り扱いとし、傍聴を禁止し、議事録についても非公表の取り扱いとしたいと思います。

非公表の取り扱いに同意いただける方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、報告第6号及び第7号は、非公表の取り扱いとします。

それでは、議事に進みます。

まず、「報告第2号 伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(浅山課長)

資料は3ページになります。

本件につきましては、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項」により教育長をして臨時に代理し、同条第2項により報告するものです。

資料は4ページ、別紙新旧対照表は1ページになります。

改正内容につきましては、伊佐市総合体育館照明施設の水銀灯からLEDに変更したことに伴い、所要の改正を行うものです。

新旧対照表の別表 照明設備「1列50円」を「半面利用する場合200円、全面利用する場合400円」に改めるとしております。

利用者の利便性の向上を図るため、1列から半面・全面に変更しました。

なお、この条例は、令和6年4月1日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質問ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

「報告第2号 伊佐市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員)

はい(挙手)

(春田教育長)

賛成多数ですので、報告第2号は承認されました。

次に、「報告第3号 伊佐市鹿児島県立大口高等学校活性化基金条例を廃止する条例の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(平崎課長)

資料は5ページになります。本件は、議会の議決を受けるべき議案についての意見の申出について、緊急やむを得ないと認めたので、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第24条第1項により教育長をして臨時に代理し、同条第2項により報告するものです。

6ページになります。伊佐市鹿児島県立大口高等学校活性化基金条例を廃止する条例、(平成26年伊佐市条例第30号)を廃止するもので、大口高校大学奨励金等の事業を令和4年度で廃止したことから、行うものです。

なお、今後は市内の各高校に対する支援については、これまでどおり一般会計予算で行っていくこととなります。施行日は公布の日としています。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質問ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

「報告第3号 伊佐市鹿児島県立大口高等学校活性化基金条例を廃止する条例の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員)

はい(挙手)

(春田教育長)

賛成多数ですので、報告第3号は承認されました。

次に、「報告第4号 令和5年度伊佐市一般会計補正予算(第13号)について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(平崎課長)

資料は7ページになります。本件は、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定により、令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第13号）を市長に申し出ることについて、会議を開催する暇がないと判断し、同規則第24条第1項により教育長をして臨時に代理し、同条第2項により報告するものです。

今回の3月補正につきましては、そのほとんどが、事業などの確定による減額が主なものとなっています。教育委員会関係分主なものを説明いたします。

まず、歳出から説明します。別紙「令和5年度一般会計補正予算（第13号）」の6ページをお開きください。

（目）3教育振興費（節）10需用費の修繕料 40万円の増額は、学校の校務用パソコンの修繕用で、（節）17備品購入費165万4千円は、学校支援員用パソコン15台分です。

次に8ページです。

（項）3中学校費（目）1学校管理費（節）12委託料17万9千円の増額は、大口中央中学校の校内教育支援センター（教室）のネットワーク整備のための費用です。（節）14工事請負費 254万円の増額は、同じく大口中央中学校校内教育支援センターへの空調設置工事の費用です。

次に、11ページです。

（項）5社会教育費（目）8文化会館費（節）10需用費の消耗品費 30万円の増額は文化会館舞台照明用の電球の費用です。

次に、12ページです。

（項）6保健体育費（目）1保健体育総務費（節）18負担金補助及び交付金のうち、かごしま国体伊佐市実行委員会へ負担金が事業費確定に基づき不用額4,327万3千円を減額してあります。

次に歳入を説明いたします。

1ページにお戻りください。

（款）17寄付金（項）1寄付金（目）6教育費寄付金 11万8千円の増額は、大口高校商業科還暦同窓会様、大口幼稚園PTA様、大口酒造様から寄付であります。

次に、2ページです。

（款）18繰入金（項）2基金繰入金（目）5海音寺潮五郎基金繰入金、（目）6伊佐市立小・中学校未来の教室基金繰入金の減額は、事業確定による減額です。

次に、3ページです。

（款）20諸収入（項）5雑入（目）4雑入（節）3雑入の鹿児島県立大口高等学校活性化基金1,923万7千円は、基金条例を廃止することにより基金残高を一般会計へ繰り入れるものです。

次に、4ページです。

（款）21市債（項）1市債（目）8教育債 2億9,200万円は、（節）2社会教育施設債は、田中ふるさと館外壁・空調工事、湯之尾集会施設受変電設備改修、菱刈環境改善センター空調工事、（節）3社会体育施設債は、総合体育館天井改修工事の事業費確定によるものです。

別紙予算書には付けてありませんが、繰越明許費について説明いたします。

（款）10教育費（項）2小学校費の小学校小規模改修事業で、4,081万7千円、学力向上事業（小学校）で368万2千円、（項）3中学校費の中学校小規模改修事業で、774万円、（項）5社会教育費の社会教育施設管理事業で、5,460万円、（項）6保健体育費の環境改善センター運営事業で、5,600万円を計上しています。

これは、3月末までに工事完了が見込めない場合に行うものです。

以上で説明を終わります。

（春田教育長）

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質問ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

「報告第4号 令和5年度伊佐市一般会計補正予算（第13号）について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員)

はい(挙手)

(春田教育長)

賛成多数ですので、報告第4号は承認されました。

次に、「報告第5号 令和6年度伊佐市一般会計予算について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(平崎課長)

資料は8ページになります。本件は、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第2号の規定により、令和6年度伊佐市一般会計予算を市長に意見を申し出ることについて、会議を開催する暇がないと判断し、同規則第24条第1項により教育長をして臨時に代理し、同条第2項により報告するものです。

別紙「令和6年度一般会計予算参考資料」教育委員会抜粋をご覧ください。

歳出予算を中心に主なものを教育委員会総務課所管分から説明いたします。

86ページは歳入です。次に、87ページです。歳出になります。

(項) 1教育総務費のうち

(目) 1教育委員会費は、253万2千円を計上しています。

(目) 2事務局費は、9,384万4千円を計上しています。

(目) 4奨学費は、2,661万7千円を計上し、

(目) 5教職員住宅費は、345万円を計上しています。

88ページです。

(項) 2小学校費 (目) 1学校管理費は、2億3,830万3千円を計上しています。

89ページです。

(項) 3中学校費、(目) 1学校管理費は、3,571万4千円を計上しています。

(項) 4幼稚園費、(目) 1幼稚園費は、28万1千円を計上しています。

(項) 6保健体育費 (目) 2体育施設費は、閉校学校管理事業に752万3千円を計上しています。

次に、90ページです。ここから学校教育課所管で、歳入になります。

91ページから歳出になります。

91ページから92ページにかけて、

(項) 1教育総務費 (目) 3教育振興費は、1億4,020万4千円を計上しています。

92ページから93ページにかけて、

(項) 2小学校費、(目) 2教育振興費は、2,773万4千円を計上しています。

93ページから94ページにかけて、

(項) 3中学校費、(目) 2教育振興費7,584万3千円を計上しています。

94ページです。

項4幼稚園費、目1幼稚園費に685万円を計上しています。

95ページです。

次に、社会教育課所管分で、歳入になります。

96ページから歳出になります。

(項) 5社会教育費、目1社会教育総務費に192万円を計上しています。

97ページです。

(目) 2文化財管理費567万円を計上しています。

(目) 3公民館費に1,332万6千円を計上し、98ページです。

(目) 5視聴覚教育費に19万円を計上し、(目) 6青少年教育費に529万円を計上しています。

次に99ページです。

目7ふれあいセンター費に休館に伴う整理のための予算15万2千円を計上しています。

目9山野西文化交流館費に45万2千円を計上し、

目10社会教育施設管理費に2,259万9千円を計上しています。

次に、文化スポーツ課所管分です。

100ページは歳入になります。

次に歳出です。101ページです。

(項) 5 社会教育費 (目) 8 文化会館費に3,141万円を計上しています。

102ページです。

(項) 6 保健体育費 (目) 1 保健体育総務費1,561万4千円を計上しています。

次に102ページから104ページにかけて、

(目) 2 体育施設費1億7,936万4千円を計上しています。

次に105ページです。

市立図書館所管で、歳入になります

続いて歳出になります。106ページまでが、

(項) 5社会教育費 (目) 4図書館費3,286万9千円を計上しています。

最後に、学校給食センター所管分です。107ページになります。

上段は歳入になります。

続いて歳出になります。107ページから109ページかけて、

(項) 6保健体育費(目) 3学校給食センター費は、2億2,215万5千円を計上し、107ページの1億9,823万円と109ページ下段の2,392万5千円を合わせた額となっています。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(長野吉泰委員)

小学校費の教育振興費の70%減額というのは、何になるのでしょうか。

(久木田課長)

小学校の指導書関係の予算で教科書の採択が今年度ありましたので、令和6年度はありませんのでその減額分となります。

(長野吉泰委員)

わかりました。

(春田教育長)

他にございませんか。

質問ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

「報告第5号 令和6年度伊佐市一般会計予算について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員)

はい(挙手)

(春田教育長)

賛成多数ですので、報告第5号は承認されました。

次に、「報告第6号 令和6年度伊佐市奨学生の決定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

本報告は非公開

承認

次に、「報告第7号 令和6年度所属学区以外の学校に就学させることについて」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

本報告は非公開

承認

次に、付議事件に入ります。

「議案第4号 伊佐市教育委員会教育支援センター事業実施要綱の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(平崎課長)

資料は13ページからになります。伊佐市教育委員会教育支援センター事業実施要綱をさだめることについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定により、議決を求めるものでございます。14ページをお開きください。この伊佐市教育委員会教育支援センター事業実施要綱については、先月元町の青少年会館で定例会を行いました。あそこの事でございます。これまで、会計年度任用職員も新しい制度として入れる前は、この事業の実施について要綱を作ってそこで働いていただいている先生方を定めていたんですが、会計年度任用職員になった時にその定めがいらなくなったものですから、この事業の実施まで一緒に要綱を削除していたという事がわかりまして、この教育支援センター事業の根拠となる要綱が無くなっていましたものですから、教育支援センターの実施について新たに要綱で定めるといふものでございます。

第1条に目的、第2条に用語の定義、第3条では事業の実施名称及び位置、第4条に運営、第5条が事業の実施日等、第6条が休業日、第7条が事業内容、第8条が教育支援センター支援員、第9条が対象児童及び生徒、第10条で利用申請書等、第11条で出欠の取扱い、第12条で報告、第13条で利用停止、第14条で災害の取扱い、第15条で費用の負担、第16条でその他ということで、必要な事項は教育委員会が別に定める。としております。なお、この告示は令和6年4月1日から施行するとしてございます。

現在、行っております事業の事ではございますが、切りのいい4月1日から施行ということで、させていただきますと思っております。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質問ご意見等ございませんでしょうか。

質問ご意見等ないので、議決に入りたいと思います。

「議案第4号 伊佐市教育委員会教育支援センター事業実施要綱の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員)

はい(挙手)

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第4号は議決されました。

次に、「議案第5号 伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(浅山課長)

資料は、23ページになります。

本件につきましては、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定に基づき、「伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」教育委員会の議決を求めるものです。

資料は、24ページ、別紙新旧対照表は2ページになります。

改正内容につきましては、かごしま国体の事業終了に伴い令和6年3月31日をもって国体係を廃止するため、所要の改正を行うものです。

新旧対照表の第26条第1の表文化スポーツ課の項中「国体係」を削り、別表第1文化スポーツ課の国体係の項を削るとしております。

なお、この規則は、令和6年4月1日から施行するとしています。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

「議案第5号 伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第5号は議決されました。

次に、「議案第6号 伊佐市社会教育関係功労者表彰要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(中村課長)

資料は25ページ、別冊の新旧対照表は3ページになります。伊佐市社会教育関係功労者表彰要綱の一部を改正する告示の制定についてをご説明いたします。

伊佐市社会教育関係功労者表彰要綱の一部を改正する告示を別紙のとおり定めることについて、伊佐市教育委員会の行政組織等に関する規則第11条第3号の規定のより、議決を求めるものでございます。

中身につきましては、被表彰者及び被表彰者の推薦の見直しに伴い所要の改正を行うものでございます。令和5年第9回定例教育委員会の中で、社会教育関係功労者を推薦するにあたり、定例教育委員会の中で出たご意見を受けまして、改正を行ったものでございます。新旧対照表をご覧ください。簡単にご説明しますと、すでに1回社会教育関係功労者表彰を受けたものは省く、ということと児童・生徒は学校でも表彰をしているし、ここでは今までも児童・生徒は表彰を受けたことがないので、必要がないのではないかとご意見を受けまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、告示は令和6年4月1日から施行することとしておりまして、令和6年度からの表彰者に対して適応することとしております。

以上で説明を終わります。

(春田教育長)

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

質問、ご意見等ないようですので、議決に入りたいと思います。

「議案第6号 伊佐市社会教育関係功労者表彰要綱の一部を改正する告示の制定について」賛成の方は、挙手をお願いします。

(教育委員)

はい(挙手)。

(春田教育長)

賛成多数ですので、議案第6号は議決されました。

以上で、準備された議事については終わります。

次に、委員から提出された動議の討論等に入ります。

前もって提出された動議はありませんが、何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(春田教育長)

ないようですので、以上で討論等を終わります。

その他の件に入ります。

その他何かございませんでしょうか。

(全員)

ありません。

(春田教育長)

では、特にないようですので、これをもちまして、令和6年第2回定例教育委員会を閉会いたします。

(日高係長)

姿勢を正して下さい。一同礼。